

一時・特定保育のご案内

保護者のパート勤務、病気、ケガ、災害などで、子どもの保育が一時的に困難な場合に保育を行っています。

*利用できる方

① 非定型的保育サービス

パート勤務などのため断続的に家庭での保育ができない方で、利用は週に3回以内です。

② 緊急保育サービス

病気やケガで保護者が入院したり、災害・事故・看護などのため、緊急にまた一時的に保育できない方で、利用は最長連続して1ヵ月以内です。

*実施施設

大野台保育園	大野台5丁目 7-2	TEL366 - 8957	fax368 - 2395
池尻保育園	池尻中1丁目 12-8	TEL367 - 2020	fax367 - 2021
つぼみ保育園	東茱萸木3丁目 2283-1	TEL367 - 3344	fax367 - 3544
きらり保育園	金剛2丁目 13-16	TEL366 - 3707	fax366 - 3505
ルンビニ保育園	池尻北2丁目 20-23	TEL365 - 8808	fax366 - 9378

*保育時間

①一日利用・午前9時00分～午後5時00分（前後でそれぞれ1時間の延長が可能です）

②半日利用・午前9時00分～午後1時00分（午前9時までの1時間の延長が可能です）

*利用料

その年度の 4月1日 現在の年齢	① 1日利用（9:00～17:00）			② 半日利用（9:00～13:00）			延長保育料
	0歳児	1・2 歳児	3歳 以上児	0歳児	1・2 歳児	3歳 以上児	
基本保育料	3,000円	2,500円	1,700円	1,800円	1,500円	1,100円	1時間あたり 300円
減免世帯	800円	700円	700円	500円	500円	500円	
兄弟姉妹減免	1,900円	1,600円	1,200円	1,150円	1,000円	800円	

【基本保育料の減免制度】

生活保護受給世帯や非課税世帯の児童が利用する場合、又は同一世帯で2人以上の児童が利用される場合は、基本保育料を一部免除します。免除後の額は上記表のとおりです。

*利用手続き

各保育園に用意しています所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、利用開始日の1週間前まで（緊急の場合は前日まで）に、各保育園に申し込んでください。

また、申請理由を証明する就労証明、診断書などを添付してください。

利用人数に制限がありますので、一時お待ちいただく場合や利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。